

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. よつば家庭医療クリニック 訪問リハビリテーションの概要

(1) 事業所の概要

事業所名	よつば家庭医療クリニック 訪問リハビリテーション
所在地	札幌市東区北 12 条東 4 丁目 1 番 1 号
電話番号	(011) 722-2533
通常の事業実施区域	当事業所より移動距離 5 km 圏内
第三者機関評価の有無	なし

(2) 事業所の職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1 名
医師	日常的な医学的対応	1 名
理学療法士	サービスの担当	1 名以上
作業療法士		
言語聴覚士		

(3) 営業日・営業時間・休業日

営業日	月～金曜日
営業時間	平日 (8:30～17:00)
休業日	土曜・日曜・祝日／12 月 30 日～1 月 3 日

2. 事業の目的および運営の方針

(1) 事業の目的

社会医療法人社団カレスサッポロが開設するよつば家庭医療クリニック訪問リハビリテーション（以下、「事業所」という）は、要介護状態及び要支援状態と認定された者で、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という）のサービスを利用しようとするもの（以下「利用者」という）に対して、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した社会生活を営むことが出来るように、心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

- 訪問リハビリテーションの実施に当たっては、事業所医師の指示及び訪問リハビリテーション計画書に基づき、理学療法、作業療法、言語療法による総合的なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が居宅での生活を維持できるよう支援いたします。
- 訪問リハビリテーションの実施に当たっては社会的使命を十分に理解したうえで地域に根差した活動を行い、居宅介護支援事業所その他の保健医療福祉サービス提供者並びに関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービスの提供を受けることが出来るよう努めます。
- 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の主体性と選択を重要視し利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解が得られるよう懇切丁寧な指導と説明を行なうとともに、利用者の主体性と尊厳を重要視したサービスを提供するよう努めます。

3. サービスの概要

(1) サービスの提供

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーションを事業所医師の指示に基づき総合的なリハビリテーションを行います。尚、事業所医師の指示には、当事業所医師の診療が必要です。また、かかりつけ医の情報提供書も必要となります。事業所より「診療情報提供書」の依頼を代行させていただきますので、かかりつけ医受診の際に診療情報提供書代金のご負担をお願いいたします。

(2) 訪問リハビリテーション計画の作成

事業所医の診療による医師の指示及び居宅サービス計画を基に、リハビリの目標や実施方法等を利用者や家族の方と相談しながら作成します。

また、定期的に利用者の身体状況について訪問リハビリテーション計画を見直します。

(3) 居宅介護支援事業所及び関係機関との連絡調整

利用者の身体状況・日常生活の変化等を随時、介護支援専門員及び保健福祉医療事業所と連携を図ります。

(4) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合、文書による申出により随時解約できます。

②事業所の都合（人員不足等やむを得ない事情）でサービスの提供を終了する場合には、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

イ）利用者が介護保険施設に入所した場合。

ロ）利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と判定された場合。

ハ）利用者が死亡した場合。

④ 利用者やその家族等が事業所や事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほど信用を失う行為を行った場合は文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

①入院などの事由により、1 か月以上再開のめどが立たない場合、一度サービス終了とさせていただきます。再開に際しては、再度ご相談をお願いいたします。

4. 訪問日程と担当職員

(1) 事業所は利用者とともに作成したケアプランの日程により訪問リハビリを実施します。

やむを得ない事情により、訪問日や時間帯の変更のお願いをする場合がありますのでご了承ください。その場合は事前に代替日などを提案させていただきます。

(2) 担当制としています。休暇、出張等により担当を変更する場合がございますのでご了承ください。

(3) 利用者は担当職員の変更を申し出ることができます。その場合は事前にご連絡お願い致します。

5. 利用料金

(1) 利用料金

利用料金は、介護保険の法定利用料に基づく金額となっており、別表のとおりです。また通常の事業実施地域を超えて行う訪問リハビリに要した交通費については、事業所が定める交通費を請求させていただきます。

公共機関乗車練習などリハビリを実施する上で別途発生する料金に関しては、リハビリ利用料と共に請求させていただきます。

利用者負担金は月ごとの支払いとし、銀行引き落としにて毎月支払うものとします。

(2) 利用者負担金の確定

各種保険証について年1回の更新により変更が生じることがあります。

(3) キャンセル料

予定された訪問リハビリをキャンセルする際は、利用日前日まではキャンセル料は頂きません。ご利用当日に訪問リハビリのキャンセルが生じた場合には、事業所が規定する交通費をキャンセル料として請求します。

<交通費>

片道	～2 km未満	200 円
	2～4 km未満	300 円
	4～6 km	400 円

(4) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、その際一切料金はかかりません。

6. サービス内容に関する苦情・相談

(1) 事業所の苦情・相談窓口

当施設の利用に関する苦情・相談は以下の職員が承ります。

① 『よつば家庭医療クリニック 訪問リハビリテーション』 担当： 池端 隆一

TEL 011-722-2533 FAX 011-722-2233

② ご契約されている介護支援専門員へご相談下さい。

(2) 介護保険を含む福祉サービス全般に関する苦情・相談

① 北海道国民健康保険団体連合会

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館

電話：011-231-5175（介護サービス苦情相談ダイヤル）

② 北海道社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7

電話：011-204-6310

7. 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) サービスの実施にあたって事故が発生した場合には、速やかに家族または身元引受人及び状況に応じて居宅介護支援事業所、市町村へ連絡するとともに、必要な場合、主治医または協力病院に依頼するなどの対応を講じます。
- (2) 前項において、事故により損害が発生した場合、第14条規定により速やかに損害を賠償いたします。
- (3) 当該利用者の家族・保険者が指定する者へ速やかに連絡し、事故の状況、事故の際にとった処置について記録するとともに原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
- (4) 事業所の提供するサービスにおいて事故が発生し、事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、事業所は損害賠償保険に加入しております。

8. 秘密の保持

- (1) 事業所が行う指定居宅介護支援サービスにおいて、業務上知り得た利用者の情報は堅く秘密を保持します。また職員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。
- (2) 事業所はスタッフの個人情報保護の観点から、見守りカメラの設置、職員の写真撮影、音声録音等やSNSへの投稿等を禁止しております。必要な旨は事前にお知らせください。

9. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下にあげる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。

- (3) 虐待防止のための研修を年に1回以上実施します。
- (4) 前3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合は、地域包括支援センター等へ相談します。
虐待防止委員会等で協議し再発防止策を講じ札幌市へ報告します。

10. ハラスメント対策

事業所は、職場におけるセクシュアルハラスメント（職場関係者に限らず、利用者やその家族から受けるものも含む）やパワーハラスメントの防止のために雇用管理上の措置を講じます。また利用者やその家族からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために必要な措置を講じます。

- 1) 相談窓口を設置します。
- 2) ハラスメント被害防止のための指針を整備します。
- 3) ハラスメント被害防止のための研修を実施します。

職員への禁止行為は以下の通りとする。

- (1) 暴行・傷害等の身体的な攻撃を行うこと
- (2) 脅迫・名誉毀損・侮辱・暴言等の精神的な攻撃を行うこと
- (3) 明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等を行うこと
- (4) 私的なことに過度に立ち入ること
- (5) サービス利用中の写真や動画撮影、音声録音を無断で行うこと。また、無断で SNS 等に掲載すること

11. 業務継続計画

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じています。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 個人情報開示

ご自身の経過記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、代表者まで文書にてお申し込みください。場合によってはデータの開示をお断りすることもありますのでご了承ください。
なお開示には手数料がかかります。

当施設では利用者様の個人情報の保護に万全の体制をとっています

当施設では、患者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。尚、疑問などがございましたら担当窓口にお問い合わせください。

社会医療法人 社団 カレス サッポロ
よつば家庭医療クリニック 訪問リハビリテーション

当施設における利用者様の個人情報の利用目的

1. 施設内での利用

- ・利用者様に提供する居宅サービス
- ・介護保険事務
- ・会計・経理
- ・医療事故等の報告
- ・利用者様への介護サービスの向上
- ・研修および実習への協力
- ・医療の質の向上を目的とした症例検討
- ・その他、利用者様に係る管理運営業務

2. 施設外への情報提供としての利用

- ・他の医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等との連携
- ・サービス担当者会議においての情報提供
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・ご家族等への病状説明
- ・保険事務への委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提供
- ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- ・その他、利用者様への医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・外部監査機関への情報提供
- ・合併その他による事業継承に伴う個人データの提供
- ・同一事業所が開設する複数の病院間における情報提供
- ・技術向上を目的とした、治療結果及び情報の学会・学術雑誌等での発表

【 ☐ 同意する ・ ☐ 同意しない 】 ※どちらかに☑をつける

年 月 日 本人（署名）： _____

○上記のうち、他の関係機関等への情報提供について同意し難い事項がある場合には、その旨を担当窓口まで申し出ください。

※問い合わせ窓口 訪問リハビリテーション 担当者：池端 隆一

○お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

○これらのお申し出は、後日でも撤回、変更等を申請することができます。